

＜松江市いじめ問題対応専門家会議の招集について＞

1. 松江市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第 16 条より

(招集)

第 16 条 専門家会議は、教育委員会が必要と認めるときに教育長が招集する。

2. 専門家会議を招集する具体的状況

- ① 学校から報告のあった事案が「重大事態」の疑いがあると教育委員会が判断した場合
- ② 児童等にいじめ等の性行不良があり、「出席停止措置」を講ずる必要があると判断した場合
- ③ その他

3. 専門家会議の役割

① 重大事態に係る調査の実施

※質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

② いじめを受けた側への情報の提供

※いじめを受けた児童等及びその保護者に対して、重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。

③ 重大事態に係る情報収集等についての学校への指導及び支援

※学校に対して当該重大事態に係る情報の提供等についての指導及び支援を行う。

④ 再発防止に係る学校及び教育委員会への指導・助言

※当該重大事態に係る調査結果を基に再発防止の取組に関する指導及び助言を行う。

⑤ 第三者機関として当事者間の関係の調整、指導・助言

※いじめに関する通報及び相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整、問題の解決に向けた指導・助言及び支援を行う。